

八戸市民の健康づくりにご協力を！

元気を応援する企業との「健診受診率向上＆健康運動・心と体のリフレッシュ推進」事業

オ ト ク ー ポ ン

「元気応援！お得ーポン事業」 協働事業者（パートナー）募集

募集期間 令和7年11月4日（火）～令和7年12月19日（金）まで

この事業は、国保特定健診または国保人間ドックの受診者に対し、市民の心身の健康を応援する各種サービスの優待クーポン券を提供することにより、健診受診の促進を図るとともに、運動習慣やリラックス法など、心身の健康維持活動との出会いを応援するものです。

八戸市と協働で、市民の皆さんの健康づくりのお手伝いをしてみませんか。

事業内容	1. 国保特定健診または国保人間ドックの受診者に対する、健康・運動に関わる各種サービスの優待クーポン券提供 (1) 優待サービスは協働事業者の負担により実施する。 (2) サービス内容は、市民の心身の健康を応援するもの、または、運動習慣やリラックス法など心身の健康維持活動との出会いを応援するものとする。ただし、飲食物の提供・販売に係る優待を除く。 ※優待サービス例：健康・運動に関連する施設・サービス等利用料金の割引、商品代金の割引 等 (3) クーポン券の配付は市の負担により実施する。八戸市総合健診センターで健診を受診した者には健診結果に同封して同センターから郵送し、受託医療機関で健診を受診した者には後日八戸市市民環境部国保年金課から郵送する。 2. 事業の周知・P R 活動 3. クーポン券利用者へのアンケート調査 4. 事業結果の報告
事業期間	クーポン券配付期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日 クーポン券利用期間：令和8年4月1日～令和9年8月31日
募集事業者数	10事業者以内
事業者の決定方法	原則、書類選考とし、必要に応じて聞き取りを行います。
応募資格	1. 「元気応援！^{オ ト ク ー ポ ン}お得ーポン事業」の趣旨に賛同し、実行できるもの 2. 事業期間中、継続してサービスの提供が出来るもの

	3. 八戸市または近隣市町村にサービスを行う事業所または施設があるもの 4. 次のいずれにも該当しないもの (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの (3) 政治活動又は宗教活動を行うもの (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当する事業を行うもの (5) 過去 3 年間に於いて、納付すべき市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「市税」。ただし、所在地が市外の場合は当該所在地に納付すべき市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納しているもの
応募方法	参加申込書に必要事項を記入し、 令和 7 年 12 月 19 日（金）までに（必着）、国保年金課へ郵送、FAX、eメールまたは持参。
選考結果通知	令和 8 年 1 月 23 日（金）までに通知します。
申し込み 及び 問い合わせ先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 八戸市国保年金課 電話 43-9376（直通番号） FAX 44-9106 電子メール kokuho@city.hachinohe.aomori.jp

〈協働事業者と市の役割分担〉

事業内容	協働事業者（パートナー）が実施	八戸市（国保年金課）が実施
①優待クーポン提供	○優待内容の検討 ○優待サービスの提供（費用負担） ○施設利用者への健康維持活動継続の支援	○クーポン券のデザイン・作成（費用負担） ○関係機関との調整（八戸市総合健診センター等）
②事業周知・PR	○施設利用者等への事業周知・PR（ちらしの設置など）	○市内全体への周知（市HP・広報紙へ掲載等） ○ちらしのデザイン・作成（費用負担）
③クーポン利用者へのアンケート調査	○クーポン券利用者へのアンケート実施・回収	○アンケートの作成（費用負担） ○アンケートの集計・分析
④事業結果報告	○利用者数等報告（毎月）	○集計・分析
⑤その他	○個人からの問合せへの対応（優待内容等について）	○法人及び個人からの問合せへの対応 ○事業事務局